

協議第40号

経費の負担方法について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化幹事会
会長 畠山 稔

調整結果	委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、伊奈町は、上尾市にこれを交付するものとする。
------	--

(説明)

1 広域化前の経費の負担方法、負担割合及び支弁方法について

広域化前の経費であって、広域化に伴い臨時的に必要となる経費は、伊奈町が負担する。

ただし、消防指令センターに係る経費は、上記に関わらず、上尾市で支出したうえで、「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会経費支弁に関する規程」に規定する経費の負担割合に応じて伊奈町が上尾市に支弁する。

2 広域化後の経費の負担方法について

(1) 人件費について

広域化後の人件費の負担方法については、別に定める。

(2) 消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費について

消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費は、原則として、当該不動産の所有者が負担する。

ただし、消防本部（本部機能部分に限る）の大規模改修及び建替えに係る経費は、「3 広域化後の経費の負担割合について」に掲げる経費の負担割合に応じて各市町が負担することを原則として、別途協議する。

(3) その他の経費について

その他の経費は「3 広域化後の経費の負担割合について」に掲げる経費の負担割合に応じて各市町が負担する。

3 広域化後の経費の負担割合について

広域化後の経費の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額（前年度）の割合とする。当該経費の負担割合は、百分率で小数第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求める。これにより算出した負担額に一円未満の端数が生じる場合は、小数点第一位を四捨五入する。

ただし、広域化に伴い伊奈町の費用負担が増加することに配慮し、令和5年度から令和8年度までの間は経過措置を設け、別に定める。

4 広域化後の経費の支弁方法について

広域化後の経費は、上尾市で支出したうえで、「2 広域化後の経費の負担方法について」及び「3 広域化後の経費の負担割合について」に基づき、伊奈町が上尾市に支弁する。

ただし、消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えに係る経費は、当該不動産の所有者が支出する。

協議結果	(説明) 2 (2) ただし書きについて、消防本部（本部機能部分に限る）の「及び建替え」に係る経費は、「別途協議する。」部分に該当するものとして文言から削除し、承認する。
------	---